

## 街頭防犯カメラ設置業務委託仕様書

- 1 件名  
街頭防犯カメラ設置業務委託
- 2 内容  
街頭防犯カメラ(以下「防犯カメラ」という。)の設置
- 3 目的  
市内の道路上に防犯カメラを設置し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。
- 4 履行期間  
契約締結日から令和6年1月31日(水)まで
- 5 契約の範囲
  - (1) 防犯カメラ(録画装置及び付属品を含む。)の設置及び設定
  - (2) 表示看板の作成及び取付け
  - (3) その他設置に係るすべての申請業務
- 6 防犯カメラの設置箇所
  - ① 葛生西3-12-1 葛生義務教育学校南交差点  
(原人ロード街路灯ポール(産業政策課所管)直近に東電柱有り)
  - ② 山菅町3646 天神橋西交差点  
(東電柱「山菅221」)
  - ③ 中町624 中運動公園入口交差点(土沢商店前)  
(東電柱「中村065」)
  - ④ 田沼町368-3 田沼上町西交差点(交通指導センター)  
(交通指導センター柱壁面(市民生活課所管)施設に電源有り)
  - ⑤ 田沼町1406 一瓶塚稲荷前交差点  
(東電柱「田沼072」)
  - ⑥ 吉水町366-2 道の駅交差点  
(東電柱「堀米西856」)
  - ⑦ 出流原町18-1 山形入口交差点  
(東電柱「後山015」)
  - ⑧ 堀米町608-9 安蘇庁舎北西交差点  
(東電柱「水道608」)

- ⑨ 並木町 1 1 7 5 - 2 旗川小学校南西交差点  
(東電柱「並木 2 6 2」)
- ⑩ 堀米町 1 6 - 1 堀米町交差点  
(東電柱「仲町 2 3 6」)
- ⑪ 犬伏新町 8 0 7 - 8 ローソン犬伏新町店南東交差点  
(東電柱「米山 1 3 9」)
- ⑫ 若松町 3 3 3 若松町踏切北  
(東電柱「久保 2 0 5」)
- ⑬ 植下町 1 2 3 4 - 4 南中西交差点  
(東電柱「若宮 0 5 4」)
- ⑭ 上羽田町 1 0 6 6 下羽田町交差点西  
(東電柱「羽田 2 0 3」)
- ⑮ 船津川町 2 1 4 1 デイリーヤマザキ佐野船津川店南東交差点  
(東電柱「大古屋 4 3 2」)

7 仕様、数量及び機能要件

防犯カメラ、録画装置等の仕様、数量及び機能要件については、次のとおりとする。

(1) 品目及び数量

品 目	仕 様	合計数量
防犯カメラ	有効画素数 200 万画素以上 (AHD を含む) 画像サイズ フル HD (1980×1080) 以上 録画レート 1 秒間に 10 コマ以上 逆光補正 有 防塵防水性 IP66 以上 夜間撮影機能 (夜間撮影は白黒でも可)	15 台
録画装置	防犯カメラのメーカー推奨品	15 台
AC アダプター	防犯カメラ及び録画装置のメーカー推奨品	15 個
無線 LAN ルーター	防犯カメラ及び録画装置のメーカー推奨品 第三者の不正アクセスを防止するための暗号化等の措置が講じられるもの	15 台
記憶媒体	10 日間以上の記録画像を保存できるもの 高耐久であるもの	15 個
カメラ取付金具	防犯カメラ及び録画装置のメーカー推奨品	15 個
表示板	「防犯カメラ作動中」「佐野市」と表記 ※大きさ、素材の指定は無し	15 枚

(2) 防犯カメラ及び周辺機器の機能は、下記を満たす新品とする。

ア 汎用パソコンにより画像の抽出、保存、再生を行うことができるものであること。ただし、画像の閲覧には、パスワードの入力等、第三者が容易にこれを抽出、保存、及び再生できない措置が講じられていること。

イ 画像記録媒体は、鍵(汎用性のないもの)等により第三者が容易に取り出せない措置が講じられていること。

ウ 屋外に設置するため、全天候型で高耐久のものであること。

#### 参考品

品目	型名・メーカー
防犯カメラ	KER-300B II (株)ケルク電子システム製

※「KER-300B II (株)ケルク電子システム製」で見積もる場合は、付属品の参考品は以下の表の通りとする。

品目	型名・メーカー
AC アダプター	PS-1236 (株)ケルク電子システム製
無線 LAN ルーター	KE-WL100 (株)ケルク電子システム製
カメラ取付金具	KEP-SCCAT-2 (株)ケルク電子システム製
記憶媒体	NSDB-256GS ハギワラソリューションズ製
	NSDB-128GS (2枚) ハギワラソリューションズ製
	KE-SD128M(2枚) スイスビット製

(3) 保証期間は完了検査後1年とする。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はその期間とする。また、納入者の責任に属する不良箇所が生じた場合は無料で修理または交換するものとする。

#### 8 表示板の設置

防犯カメラを設置する場所には、電柱などカメラ付近に「防犯カメラ作動中」及び「佐野市」と記載した表示板を設置する。

#### 9 費用の負担

(1) 設置・検査に必要な材料・機材並びに検査・調査・すべての申請手続き等防犯カメラ設置に伴う必要な費用は、すべて受託者の負担とする。

(2) 電気料及び電柱共架料については、佐野市の負担とする。

(3) 本仕様書に明記の無いものであっても、防犯カメラの設置上当然必要な費用はすべて受託者の負担とする。

#### 10 情報セキュリティ

防犯カメラは無線 LAN 方式を採用するものとし、第三者による不正アクセスを防止する処置を講じること。

## 11 その他

- (1) 設置完了後、設置した防犯カメラにより撮影された画像を電子メールまたは紙等で提出すること。
- (2) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)その他法令に基づく許可等が必要な場合には当該許可等を受けること。
- (3) 設立、設置作業等における軽微な変更は、仕様変更の対象としない。
- (4) 機器接続後、設置施設を管轄する職員等に注意事項や取扱いの説明をすること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の規定に関して本業務の遂行に疑義が生じた場合は、佐野市と受託者の協議によりその解決を図ること。